

# 難時教改

號六第

明治二十三年三月十五日發送

佛教徒國民同盟會綱領

目次

一、本會は佛教徒國民同盟會と稱す  
二、本會は僧侶を除き佛教各宗信徒及通佛教の道德の感化を受けたるものを以て組織す  
三、本會の目的は佛教本來の面目を發揮し其惡化によりて先づ國民の一致力を整へ

# ◎監獄教誨師問題の結末 ◎眼光一轉の機

在大學和田鼎

◎貧民問題  
◎政治家に望む

卷之三

◎ 佛 教 青 年 會 並 に 本 會	◎ 東 京 大 漢 宗 同 志 會	◎ 常 陸 地 方 聖 俗
◎ 武 藏 横 濱 佛 教	◎ 越 中 魚 津 町 の 狀 況	◎ 黑 部 町 以 東 の 狀 況
法 話 會	况 ◎ 泊 町 地 方 の 狀 況	◎ 冰 井 町 地 方 の 狀 況
◎ 磐 波 郡 の 運 動 ◎ 高 間 岡 市 の 集 會	◎ 越 前 武 生 町 各 宗 和 合 會	◎ 佛 教 同 盟 會
◎ 各 地 の 演 講 會 ◎ 西	◎ 愛 知 教 育 學 校 佛 教 年 會	◎ 美
◎ 近 江 坂 田 郡 の 狀 況	◎ 陸 奥 並 に 豊 後 の 狀 況	
◎ 陸 中 岩 手 県 各 宗		
◎ 濱 大 垣 の 観 會		
◎ 陸 中		
佛 教 研 究 會		

◎宗教に関する政府の答辯 ◎西本願寺新法主  
◎傳道講習院 ◎宗教の取締厲行 ◎富山縣の免  
因保護

卷之三

◎建議案議場の光景 ◎監獄教誨師に關する建議案 ◎政府委員の妄言 ◎政府の矛盾 ◎本問題の眼目 ◎山内氏の無節操 ◎解惑一束 ◎大草氏の抗辯

(本) 政府をして公職者を保護せしむる事。  
共に又其監督を嚴にせしむること。  
(ヘ) 殖産興業の道を講ずること。  
(ト) 社會問題を研究し社會的慈善的事業  
を興すこと。  
(チ) 新聞雑誌其他有益の書籍類を發刊す  
ること。  
(リ) 佛教の繁榮を妨げんとする不正の行  
爲を爲すものあるを見認むときは官  
民の區別なく自衛上飽くまで之を排斥  
すること。  
本會は佛教各宗の合同は勿論他宗教を  
雖宗義及宗制上我國体と衝突せざる宗  
派は相提携して社會の改善を謀らんこ  
とを期す。

さを期す

◎ 靜觀錄(四) 信聚

文學士近角常翹

## 監獄教誨師問題の結末

昨年十月九日、大日本佛教青年會か、監獄教誨問題につきて  
世の公論に訴ふるや、全國同夢の諸士は、大法の爲め、國家  
の爲め、身を忘れ、己を捨て、奮然起て涙を揮ひ、鞠躬盡瘁  
せられたること、茲に殆んど一百五十日、幸に全國同憂諸士  
か慷慨義烈の行動は、多年沈滯せる教界の空氣を動搖し、耿  
々たる一片憂國の至誠は、天下萬人の認むる所となり、茲に  
吾人は其結了を宣言すべきの時機に達せり。

回顧せば昨年一たび檄を傳ふるや、旬日にして全國賛同の費  
積むで机上に堆し、乃ち之を齎らして當時の當局者に迫り、  
委員は口頭を以て詰問し、青年會は質問書を提出し、國民同  
盟會は請願書を出し、すべて吾人の出來得への手段を盡せ  
り、越ぬて十一月九日内閣變動の際、政府は典獄の非を認め  
之を轉任せしめたりと雖、吾人の初志單に典獄の偏曲を責む  
るの意にあらず、吾人は宗教的眼光を以て之を觀察し、一意  
同胞信仰の迫害を救濟し、正義の聲を揚げて飽迄其所信を推  
行せんとを期せり、故に爾來凡そ三箇月間、或は内務省に、  
或は警視廳に、門前常に吾人の足跡を絶たず、或は其處置を推  
促し、或は其の言責を詰り、殆んど寧日なし、而して當局者  
は常に責任ある答辯を與へ乍ら、踏距逡巡、一日又一日、遂  
に今日あるに至れり、而して當局者は吾人に對する言實は、

今猶儼然として存す、且つ此間に於て、全國同愛の諸士は各地に於て同盟會を組織し、銳意熱心、以て大聯合の機關を備へ、運動の地盤を鞏固にせられたるは、實に大法の爲、感謝に堪へざる所、此の如く吾人は天下同愛の士と、共に視線を此一點に傾注したる所以のもの、實に是今後佛教々域の消長に關するものあるを信すればなり、今日一城を譲り、明日一城を譲り、起て四方を望めば秦の兵亦到る、實に是佛教々界の現状にあらずや、巢鴨問題事小なりと雖、此膝一たび屈せば復延ふべからざるあり、幸に佛祖の冥祐空しからず、宗教に冷淡なる國民も漸く眼光を之に轉じ、同愛諸士の精神は漸く天下具眼者の心を動かすに至れり、此に於てや、本月四日衆議院は、吾人の意志を容れ、全國の輿論を代表し、多數を以て之を可決し、左の如き建議を政府に送れり、曰く、

監獄教誨師に關する建議案  
監獄教誨の目的たるや遷善改過にあり而して  
教誨に宗教を用るされば則ち格別なり苟も宗  
教を用ゐんか多數囚徒の所信に係るもの要用  
ゐざるべからず蓋し是れ從來佛教者又は神道  
者を任用して教誨師に當てたる所以なるべし  
然るに明治廿一年九月五日巢鴨典獄は佛教々  
誨師四名を強迫して辭職せしめ基督教牧師一  
名をして之に代らしめたり其の處置の偏頗な

りしは之を事實に徵して明あり抑監獄教誨は規則によりて必ず黙座謹聽せざるべからざる

右建議す

りしは之を事實に徵して明あり抑監獄教誨は規則によりて必ず默座謹聽せざるべからざるものにして而も當時巢鴨監獄に於ける囚徒千九百餘人中基督教を奉するもの僅かに三十人他は悉く佛教徒若くは少數の神敎徒たり其れ此の如く擇擇の權なき最大多數の囚徒に對して其の所信に反する宗教々誨を強迫するは殘忍の行爲と認めざるべからず况んや吾政府に於ては未だ宗教として監督せざる基督教の牧師を任用して政府監督の下に教誨師たらしめたるに於てをや實に不當の處置と云はざるべからず

且つ此事は當時の内務當局者も自ら其の非を認め又該監獄經費を支出する東京府會に於ても佛教々誨師復舊の希望を決議したり此等にも係らず猶其任用を繼續するは怠慢も亦甚たらば或は不測の變を來すも未だ知るべからず殊に事の宗教に關するを以て曠日久しきに彌故に本院は政府が速かに相當の處分をあさん

嗚呼實に是國民の聲なり、天の聲なり、典獄偏曲、強迫辭職の事、當時既に天下の認むる所、殊に信仰迫害の事に至りては、苟も宗教内の經驗を有するもの、萬人容易に同情を表すべきもの、吾人は熟々囚徒の心情を察して、雙涙の願に交るを覺ゆざるなり、而して曩々に經費を支出する東京府民の意志を代表して、府會は佛教々誨師復舊の事を決議し、今又衆議院は全國人民の輿論を代表して右の建議をなせり、政府當局者なるもの民意を顧みずして可あらむや、信仰の猛火は克く萬里の曠原を燎き、宗教の熱情は甘んじて森立せる白刃を踏ましむ、古來宗教の事其極に達せば、遂に流血杵を漂はすに至るや、東西事例決して鮮しどせず、是吾人が最も憂ふる所、而して政府か此憂ふべきを憂へずして、怠慢今日に至る所以のもの、抑々他に大に憂ふる所あるか、人は言ふ政府は各國傳道の背後には劍を執りて起つものあるを憂ふるなりと若し果して説の如くむば是吾人今後益々政教問題の止むべからざる所以、今や監獄教誨師問題は天下の輿論となれり、全國の公論となれり、政府たるもの此輿論に對し、此公論に對し、此正義の聲に對し、此國民の叫に對し、其所が如く現行して如何、吾人最後として政府の斷行を促し、茲に監獄教誨師問題につきて筆を收め、其結末を宣言する所なり



に現時のどとき物質的思惟の社界を腐敗せしむるの時代にありては道德全く廢棄し政治界はいふも更なり教育界に宗教界に皆功利の爲に狂奔して毫も德義の何たると解せざるの傾向あるに至りては如何てか長く是等貧民の廉耻心をして保持せしむべき思ふて茲に至れば悚然として震慄すべきものあり如是一方に限りなき罪囚の製造場を有するに鬱はらず限りあるの資を投じて之が收容場を建設す何の日か亦罪悪をして減滅に歸せしむるを得べき吾人は籍かに疑ふ監獄益完備して罪囚益多からんを吾人は又疑ふ政府果して監獄の目的を了解するものありやと若し國家にして是等罪囚を減少せんと欲せば何不速かに其根源を清濁して之を未發に防がざるや一方に貧民教育及之が教濟の策徒らに金錢を施すの謂に非ずを講ずるあくして徒らに監獄の改良をのみ事とせんは尙上流の潤滑を治めずして末流の清透を求むると一般のみ殊に現時の如き教誨師を蔑視し偏頗不當の行爲を敢てする社會に在りては宜しく先づ本源に遡りて、貧民問題に留意するに如かざるなり

## 政治家に望む

政治家の分離は吾人の希望する所なりと雖も、政治家の宗教を度外視せん事を望むの謂にあらず、政治家をして宗教の本義と、其勢力を認めしめ、國家のため且つ一個のために、盡策せんことを希ふに外あらず、乃ち政治家は一個人たるの點

南 浮 智 成

よりするも、爲政者たるの點よりするも、決して宗教を度外視すべしにあらざるも、近時物質的文明の精神的文明を壓するや、社會は日に墮落に陥り、道德は全く地を掘ふ、殊に政治界の腐敗は謂ふに忍ひ下層社會のために經綸せしが如き、實に其宗教的信仰の發現ざるものあり、是れ政治家の精神的素養の不足なるに基因せんあらず、彼「グラッドストン」が人爵を求めてして、終世の果して幾人かある、思ふて爰に至れば我國の前途大に憂ふべきものあり、宜しく政治家たるものは、宗教的信仰を有して後に國家のために活動すべし、自ら修めずして、他を修めしめんとする如き豈能くすべき所ならんや、是れ政治家の一個人として、宗教を度外視すべからざる所以あり、而して後に國家のために活動すべし、宗教を度外視すべからざるは何ぞや、曰く宗教の勢力は能く國家を確立せしめられや、政治家の爲政者たるの點よりして、宗教を度外視すれば盛を極むるや、列國之れを以て國內を統一せしかば、敢て宗教的衝突を見ざりしと雖も、十六世紀の初に及びて「ルーテル」等の新教徒奮起するや、列國其影響を受けざるものなく或は國內に表はれて内亂となり、或は國外に表れて外征となり一治一亂、一勝一敗其影響を受けざるもの少し、國家の營慘憺の結果として、神鞭知常氏、早川龍介氏等より、監獄問題に關する建議案を衆議院に提出せるととなりたれば、青年會并に本會は之が通過を計らんことに務め、會員臨時に集会し、分担して三百の議員を訪問して事の始末を陳して之からいに於て、列國は宗教の自由を認めて、個人の権利を確立すると共に、國家と利害を同くする宗派を公認し之れを保護す

## 會 報

るを見る、露國の如きは國教制度を規定して、宗教を以て政治の範圍となし、布教を以て行政の一部とあすに至る、翻て我國の現状を觀察するに、政治家にして此勢力を認むるものありや、妄に宗教自由を解釋して宗教を放任し、其教義及び儀式の大にして我國の治亂興廢に關し、小にしては風俗習慣に影響を及ぼすを知らざるもの、如し、况んや内地難居も眼前に迫りたる今日警戒する所なくして可ならんや、今にして宗教政策を確立することなからんか、膽を噬むひ及ばざ益云ふべきなり、國家の利益を盡策するは政治家の本務となり、外視もべからざる所になり、予近時百般の社會の墮落を見、殊に之れを矯正すべき、政治以外に傍観して、其勢力の如何を察するかく、終に國家百年の長計を誤らんことを恐るゝこと頻なり、是れ本論を草せる所以なり、

次で本會の成立となり、爾後兩々力を發揮して運動に從ひしが該事件の正邪曲直は遂に天下の認むるところとなり、種々經營慘憺の結果として、神鞭知常氏、早川龍介氏等より、監獄問題に關する建議案を衆議院に提出せるととなりたれば、青年會并に本會は之が通過を計らんことに務め、會員臨時に集会し、分担して三百の議員を訪問して事の始末を陳して之からいに於て、列國は宗教の自由を認めて、個人の権利を確立すると共に、國家と利害を同くする宗派を公認し之れを保護す

## 錄欄を看よ

## 東京

## ○ 東京大谷派末寺同志會

にても同建議案の通過に

○ 監獄問題についての運動。昨秋巢鴨監獄教誨師事件の起るや、大日本佛教青年會先づ起て全國の佛徒を警醒し

藤正純、本多良觀、安藤嶺丸、金森諦成、鷹桐了順の諸氏出演

したりといふ。

## 横濱佛教法話會擴張趣意

○常州地方の運動  
常州地方にては眞宗東西十五ヶ寺の僧侶共同して愛國護法同盟會を開き、本會より文學士本多辰次郎、明教新誌主筆安藤正純の兩氏を招聘して各地に演説會を開きし事、及び稻田、宍戸に於ける演説會の概況は前號に報じたりしが、兩氏は宍戸開會後廿三日には水戸に赴き上巿富榮亭にて開會、廿四日には晝夜二回下市大谷派說教所にて開會し、廿五日には河和田報佛寺に於て同じく晝夜二回開會し、共に満腔の熱血を迸らせて佛教徒の慾々自適すべき時にあらざる事、大に團結して國家の爲教法の爲盡瘁をべき事を說き、何れも聽者をして感奮する所あらしめ、殊に安藤嶺丸氏弘前より東京に歸るの途次、水戸にて兩氏に會し、相合して熱心に演述する所ありしかば一層同地方の人心を喚起したり、由來常陸の地佛教に縁深くして玄かり衰頽今日に極る幸に同地有志の奮起と、熱心なる兩氏の遊説とを以て聊かその蹟を啓きしといふ、喜ぶべし。

○武藏  
○横濱佛教法話會 同市梅ヶ枝町大谷派本願寺に在る横濱佛教法話會にては、從來毎月講師を招聘して佛教の研究をあしつゝありしが、今や大に起つべきの時機なりとし、今回規則を改正し、會務を擴張して實踐躬行を以て佛教的道德を鼓吹するの計畫なりと、うの趣意並に規則左の如し、

○豊後の状況 同國京都郡東犀川村の田中松太郎、山崎定の兩氏は過日以來同地に本會支部を設けんと盡力中ありしが、其の効空しからず漸く同地の人心を喚起し、此程九十六名の熱心なる信者を得、之を一團として本會支部とあせし由

協議したりとの事に付、遠からずして同地方にも支部開設の運に立ち至るべし。

## 豊後 社会

○宗教に關する政府の答辯書 本誌前號に掲げし早川代議士の提出にかかる質問書に對し其後二月廿八日に至り、西郷内務大臣より、左の答辯書を出せり、

○宗教に關する政府の答辯書 本誌前號に掲げし衆議院議員早川龍介君提出宗教ニ關シ質問ニ對スル答辯  
宗教ノ取締ニ關シテハ政府ハ現行ノ法律命令及行政ノ權限ニ依リ敢テ臣民タル義務ニ背キ及ヒ國家ノ安寧秩序ヲ害スルコト莫カラシメントス且ツ宗教ニ關スル法規ヲ整備スルハ緊要ノ事ニ屬ヘルヲ以テ夙ニ之カ調査ニ從事セリ改正條約ノ實施亦法規ノ整備ヲ促サルニアラスト雖モ深ク目下ノ状勢ニ顧ミルニ今速カニ宗教ノ全體ニ對シ規程ヲ設クルノ必要ヲ認ムルニ至ラス政府ハ益慎重熟慮シ之カ調査ヲ遂ケ以テ宗教行政上遺憾ナキヲ期ス右及答辯候也

(三一) 政報 教政 (八)

今や内地難居の期百餘日に垂んとす、吾人は其言の如く政府が宗教行政上に於て遺算なからむことを切望せ

○西本願寺新法主 大谷光瑞師が清國雲遊の途に在る秀、興口順十、塙本慶雲等の諸氏主として斡旋の勞を執り、該地方の僧侶を集め本會支部を設立せんとて目下運動中なるが既に加盟を申込みしもの、僧侶にして三十名、信徒にして一万戸餘あるといふ

○魚津町の状況 越中國下新川郡魚津町にては藤田義業組合、一の圖書館も無きを慨して、領事紳商等に向て、勧誘の勞を取られたり、且同法主は頗る博學にて、軍事外交地理哲學其他諸子百家通せざる所なく、敵手に由りて、縦横に事業を獎勵援助せられ、先頃も香港に於て日本人俱樂部設立の舉あるを聞きて、五百金を寄贈せられ、又上海にては「死協會」と號名せらるゝ日本人協會の外、一の俱樂部、一の商業組合、一の圖書館も無きを慨して、領事紳商等に向て、勧誘の勞を取られれば、人皆感ヒ合へりとぞ、依て同地の評判は非常にて、細田剣道、大阪朝日の放浪子等發起者となり、同法主を新太和に請じて、盛ある歡迎會を催せりと

○傳道講習院 近來佛教家も、佛教傳道の必要を感じず駆せながら慶賀すべき事其なり、淨土宗にては、壇に傳道講習院なる學院を、小石川區傳道院前に設け、神谷大周師之が

起せしめ全國到る佛教傳道の聲を聞かざるなし豈愉快ならずや余輩は將に此機運に乘じ此活勢を利用佛教的道德を鼓吹し社會的慈善事業に向て盡瘁し空論を打破し實踐躬行を努め自家本來の面目を發揮せんとす是れ即ち本會の目的にして道俗擴張の必要ある所以なり故に其規模を宏遠にし其會規を更革し倍々廣く會員を募集せんとす語に曰く泰山は土壤を盡らす河海は細流か擇ばず是を以て大且深を爲すと仰き幾くは大方の諸彦其宗派の如何を問はず遠に來て余輩の目的を贊し際縉入會あらんことを謹て請ふ

## 横濱佛教法話會々則摘要

第一條 本會は横濱佛教法話會と稱し事務所を本市梅ヶ枝町本願寺内に置く。第二條 本會は佛教の眞理を顯揚し社會的道德の本源を維持し慈善公共の事業を爲し國利民福を圖るを以て目的と爲す。第三條 前條の目的を達せん爲に左の各項を實行す。第一 每月一回以上學識ある僧侶及居士を招聘し佛教演説若くは法話を當市本願寺内に開く。第二 別に日を定め毎月一回以上複数回間佛教演説若くは法話を同寺内に開く。第三 每月會費の内に於て教職費金を積立致し病弱者を救濟す。第四 會費の餘裕を待て階級貧民教育、療病施設、勸化事業及び免因保護等の事に任す。第五 出版部を置き公益ある文書を出版し本會を員に限り頒布することある。第六 横濱雜誌を置き本會諸般の記事及び時々演説筆記を掲載し毎月各會員に配布す。第七 春秋二期特に高僧智識を聘し大演説會を開く。第八 佛敎徒國民同盟會と氣脈を通じ臨機の措置をなす。（以下略）

に、堤出者神鞭麻漢徐々として演壇に上り、堤出の理由を簡單に演べて、降壇せらる、辯明晰、語崇重、頗る人意を強うす、麻漢の降壇と共に、質問の聲四方より起る、議長島田三郎氏に發言を許す、耶蘇教信者を以て聞ゆる君は、四個の質問を試む、茲に警保局長小倉久氏は、全く事實を捏造して、勝手次第の事を曖昧に答辯す(別項參觀)政府委員降壇するや神鞭氏は其足らざる處を補ひたりしが、此時四方より種々の言論出で、議場騒然たり、島田氏、西村淳蔵氏等は委員付托説を持出す、之れ此案を握り潰さんが爲なりとぞ、依而議長は委員付託説賛成の人起立を求めしに少數なり、然れども長老議長が天にまします神様に盡すは此時なりとや思ひけん横着にも多數と宣言しぬ、議員も固より斯る壓制を受くべきにあらず、異議ありの聲四方より起りて議場騒然たり、議長は頑固にも多數と認めますと宣告するもの再三なれども、遂に異議の動議成立して、指名點呼を行ひしに、其結果は出席總員數  
委員付託賛成者  
同  
反對者  
百九十三  
八十九  
百〇四

出席員  
委員付託賛成者  
反対者  
百九十三  
八十九  
百〇四

八十九

百九十三

に、堤出者神難麻溪徐々として演壇に上り、堤出の理由を簡單に演べて、降壇せらる、辯明晰、語崇重、頗る人意を強うす、麻溪の降壇と共に、質問の聲四方より起る、議長島田三郎氏に發言を許す、耶蘇教信者を以て聞ゆる君は、四個の質問を試む、茲に警保局長小倉久氏は、全く事實を捏造して、勝手次第の事を曖昧に答辯す(別項參觀)政府委員降壇するや神鞭氏は其足らざる處を補ひたりしが、此時四方より種々の言論出でゝ議場騒然たり、島田氏、西村淳蔵氏等は委員付託説を特出す、之れ此案を握り潰さんが爲なりとぞ、依而議長は委員付託説賛成の人に起立を求めしに少數なり、然れども長老議長が天にまします神様に盡すは此時なりとや思ひけん横着にも多數と宣言しぬ、議員皆固より斯る壓制を受くべきにわらず、異議ありの聲四方より起りて議場騒然たり、議長は頑固にも多數と認めますと宣告するもの再三なれども、遂に異議の動議成立して、指名點呼を行ひしに、其結果は

之を事實として論せば、宜しく否決すべしといふに在りき。  
一應尤の理論なれども、元來間違へる事實の上に立てたる議論なれば、空中の樓閣と等しく、美ありと雖も何の役にも立たざるあり、尋で早川龍介氏登壇賛成演説をなし、茲に討論終結して、無記名投票となり、其結果出席總員百九十三反對賛成九十一百〇二  
乃ち十一名の多數を以て、本建議案は拍手と共に可決通過したり、嗚呼天の意は人之を言ふ、政府如何に非行を蔽はんとするとも、十目の視る處十指の指す處嚴なるかあ、前には東京府會は、此件を議して、早く從前の如く佛教々誨師に復舊せん事を議決し、今復衆議院に於て、此案の通過を見る頃冥なる政府如何に之を處せんとする乎  
○政府委員の妄言 今日に至りて政府委員の答辯に付て彼此言ふは六萬十菊の觀なきにあらずと雖、昨年九月以来、余輩が焦心苦慮して天下に向つて公論に訴へし、大問題に對して、最早云々する無からんと欲するを以て、其擗筆に當て改めて委員の答辯と、詰問しむる、之れ他日の證左となるべ

之を事實として論せば、宜しく否決すべしといふに在りき、一應尤の理論なれども、元來間違へる事實の上に立てたる議論なれば、空中の樓閣と等しく、美ありと雖も何の役にも立たざるあり、尋で早川龍介氏登壇賛成演説をなし、茲に討論結して、無記名投票となり、其結果出席總員百九十三反對賛成百〇二九十一乃ち十一名の多數を以て、本建議案は拍手と共に可決通過したり、嗚呼天の意は人之を言ふ、政府如何に非行を蔽はんとするとも、十目の視る處十指の指す處嚴なるか、前には東京府會は、此件を議して、早く從前の如く佛教々誨御に復舊せん事を議決し、今復衆議院に於て、此案の通過を見る頃冥なる政府如何に之を處せんとする乎

◎政府委員の妄言 今日に至りて政府委員の答辯に付

て彼此言ふは六菖十菊の觀なきにあらずと雖、昨年九月以來、余輩が焦心苦慮して天下に向つて公論に訴へし、大問題に對して、最早云々する無からんと欲するを以て、其擗筆に當て政府委員の答辯を、詰問しおかん、之れ他日の證左となるべければなり、先づ小倉氏の答辯を官報に據りて掲ぐれば、左の如し

御答へ致しますが、政府は此巣鴨の佛教教誨師四人を強迫して辭職させたと云ふことはあいのでござります、典獄の變りました時分に、教誨のこととを一層效めらしめやうとして、一人の人をそれは佛教の人ではないのでござります、留岡何某を雇入れることにしたらば、餘程宜からず、此人は餘程免囚保護杯に功のある人であります附いては、四人

院長となり、熱心に同院の爲に盡力せられつゝありといふ。今其實況を聞くに、布教の方法を研習するに必須の學術を講授し、行儀法式を訓練せしめ、巡敎師たるの解行を修得せしめんとて、各専門の高僧學士等之れが教授の任に當れり、學科には、宗乘餘乘法式哲學歴史國語漢文の外に辯論法、海島土語韓國語及英語の二を授け、其他練習をなし、科外に佛祖史傳を講究せしむと生徒は三十餘名ありて、皆熱心に勉勵し居れりと、

◎宗教の取締厲行　近年蓮門敎會天理敎會等の組織せられし以來、東京府下を始め各地方到る處數名の惡漢結託して神佛に托言し、何々の分敎會とか、何々の出張所とかと稱して燈籠を掲げ、種々其効能を吹き立て、愚民を欺き金錢物品を貪り、陰に私利を營むの弊風盛に行はるゝを以て、内務省社寺局に於ては、今後此等の取締を嚴重にし、且又既定法律にて取締りがたきものは、其れへく相當の處分をなし不都合のものは取除を命ずる筈なりと余輩は双手を擧げて贊同せん。

○富山縣の免囚保護　久しく萎靡沈滯の裡に、蠢動しつゝありし、佛教界も巣鴨事件より局面一變して、各地共に諸種の社會的事業の勃興すること喜ばしけれ、富山縣の如き今度愈更宗兩派か率先し各宗亦之に和して近々免囚保護の事業を起す事となりし由にて已に去月富山市に於て開會せる、本派地方議會にては蒲塙一致該事業を起す事を可決し、大谷

雜錄

派にては四辻、松波、の兩氏を始め倉橋龍會、大谷賢了等の諸氏大に盡瘁する處あり、近日一大會台を開きて是非成立せしめんと奔走しつゝあると云ふ、尙此事業に關しては典獄某氏并に上野氏等は既に先般より種々希望する處ありし由、因に目下在京中の某氏は同縣撰出の代議士を初め、葛波縣農會副長、上野縣會議長、金尾知事、等にも謀る處ありしに、何れも熱心に賛同せられ居ると云ふ、

居りまする人は、本願寺から來て居るのであつて、淺草の本願寺の別院へ典獄が自ら参りまして、四人の中一人をうちが減じて吳ぬか、斯う云ふ掛合を致したのであります、所が承知したが、輪番の僧では専斷に之を變へることにはいかぬ、本山へ照會した上で御答をしやう、斯う云ふことになつて居たのであります、それから日が過ぎましても、一切答がございません、催促をして、答がないと云ふので、其教説師に附いて、誰か四人の内で一人協議上罷めてはせぬかと云ふことを申した所が、四人袖を連ねて辭した、斯う云ふ譯でございます、強迫したと云ふことではないのでござります、それから此所信に反する宗教教説を強迫するといふことに附いての御質問でございますが、固より此監獄の教説は監獄則にござりまする通、改過遷善のことにつきまして、道徳を説くに止まつて居るのでございまして宗門を説いて門徒を増さうと云ふ趣意ではないのでござります、決して囚徒に附いて此宗教を信せよと強迫するやうな事實はございませんので、それから後のこととは政府は此宗教に關して、世の中に騒動が起ると云ふやうなことは、未だ存じませぬのでございます

斯くの如き、曖昧なる、詐妄なる答辯を爲して、一場を踏過せり、堂々たる政府委員にして、斯の如き妄言を爲す、偏曲の沙汰とは、是等をや言ふべき、島田氏は押返しておれから唯今御話の中の本願寺へ掛合になつた、其掛けになつたのは、その位時を経て、如何に照會し掛けになりました

と問へり、政府委員は左の如く逃げたり、書類を取りにやりましたが、今日は土曜日で皆人が引取りましてござりますから、確なる事實が分りませぬでござります、是は他日取調べて御答をするやうに致します

いわゆる政府委員として、議會に臨むに、其關係書類すら携帶せず、政府は偏曲ならずば、不親切極まるといふべし、吾人は

已に巣鴨監獄教誨師強迫辭職前後の模様は屢々報道したる事あれば、長くは言はざるべし、唯前巣鴨監獄有馬四郎助氏が昨明治三十一年九月五日に、淺草本願寺輪番大草慧實氏に宛たる書簡を示すべし、常識ある者は、此書簡を見ば、以て政府委員の答辯の虚妄なるを知るに難からざるべし。

拜啓益々御清安に爲涉奉大賀候、昨日は參堂御拜顔難有奉レ存候、然ば其折御談台致置候件、御電報相待ち居る事に御座候、願くは貴山より御一人今後の教誨方法に遼由、御居残りの事切望罷在候間、何卒好報の到らんとを待望に堪へざる事に御座候、併し例の道義教誨に際しては、勿論佛耶孰れの人々總ての儀式を離れ申候て特別宗義教誨に限り各種任意の儀式をも履行せしめ候筈に御座候、而して若し果して御一人御居残りの事に幸にも御決定相成候節、藤郷問野兩君御一人に致度希望仕候、何れ共御決定の上、御報知被下候を得ば、其心得を以て、處置可仕考に御座候、兎に角、差急ぎ候事情有之、辭表丈は差出され候様、表面相達申候。次第御座候、爲念右御都合御内報迄、勿々拜具

大草輪番殿御座右  
此書簡を以て、政府委員が言へる如く、四人の中一人をうちか減じて、吳れぬかと談したるにあらずして、却て四人の内一人を居残らしめ、他三人を辭職せしめよと談したる事は明なり又昨日は參堂云々といふを見ば、淺草本願寺へ掛合に來りて承諾を得ざるに直ぐ翌日四名共辭表を差出さしめしなり、而して九月四日は日曜日にして休務の日に當り、斯る事を京都本山へ伺ひ指令を待つに當日中に返答せぬとて、翌日に至り

卷之三

不見

手順を盡したりといふべき歟、又「誰か四人の内で一人協議  
上罷めてはやうかと云ふことを申した所か、四人袖を連ねて  
辭した云々」の語の誣妄なる事は論するを俟たざるなり、  
○政府の矛盾 斯の如き政府委員の答辯中にも、要點  
は有るなり、そは「教誨のことの一層効あらしめやうとして  
一人の人をそれは佛教の人ではないのでござります、留岡何  
某を雇入れることにしたらば云々」とある一節なり、初め有  
馬典獄は淺草本願寺に來りて、今般教誨の主義を道義教誨特  
別宗義教誨の二種に改正し、特に近々内地離居の期も迫り來  
るに付、憲法上信教自由の原則に基き、基督教をも併用し云  
々」と言ひ、前内務次官鈴木充美氏は、大日本佛教青年會委  
員に向て、「宗教者は其信ずる教理を離れて、道徳を説き得る  
ものにあらず、即耶蘇教者は耶蘇教を説くべし、留岡氏の如  
きは固より耶蘇教を説き居るに相違なからんと断言せり、然  
るに今回小倉政府委員は唯教誨を一層効わらせんが爲といひ  
又留岡何某は免囚保護にも功ある故、監獄教誨に適當の人物  
なりといふ意味を言へるのみにて一言の基督教の事に及ぶな  
し、是豈矛盾の甚だしきものにあらずや、

○本問題の眼目 本問題の眼目となる要點は信仰迫害

の一段なり、而して島田三郎氏の質問に對し、神鞭知常氏の  
答辯は頗る剝切、實に痒を搔くの概あり左に官報を抄錄せり  
○島田三郎君（二百五十五番）一番此中で憲法に關つて大事  
のことを心得て居りまするのは、宗教教誨を強迫するは、殘  
忍の行爲と認めざるべからず殘忍の行爲と云ふことは、是  
は德義上の批難でございますが、斯様なことを致すのは、憲  
法に背いて恠しからぬ處置と思ひますが、平生の教へ方は  
どう云ふ風でござります

○政府が員（小倉久君）平生の教へ方は監獄則にある通改過還善の道より教へた積りでございます、宗教を説きは致しませぬ

○神鞭知常君（二百九十三番）此質問は全體——私にあるべき質問でありますから、政府委員の答の足らなかつた所を私が補はなければならぬから、御答致します是等のことは言はずとも分つて居ると思ひましたから、私は長談義になることを憚つて殊に簡短に辯して置きましたが、最も島田君の意を用ひて聞かれた殘忍云々のことは、抑も教誨と云ふものは善に遷り、過を改むると云ふことを目的としたものであります、故に之を説きますには自ら説教する者が儒者であれば、儒道に基いて説くであらう、佛教者であつたらば、佛教に基いて説くであらう、基督教者であつたらば、基督教に基いて説くであらうさう云ふことは御心配なさらずとも、明に分つた話である、苟も宗教者、用ひなければ、格別の話、宗教者を用ひると云ふものは、宗教の效果があるであらうと思やこう、宗教教誨師を用ひるのである、其宗教教誨を用ひて置いて、其宗教の意味は加へずに、唯さう云ふことを講釋するやうに聞いて、あなたが安心なさるならば、あなたは平生外に聞えたる信者たる身に似合はないことであると思ふが、其ことは分り切つた話である、然る所が残忍と云ふことは……

○島田三郎君（二百五十五番）議論は後ちで致します、安心するかしないかと云ふことは……

○神鞭知常君（二百九十三番）それは私が惡るかつた、此強迫と云ふことは斯う云ふことである、監獄の教誨は其規則に於きまして、せんなる宗門な者でも謹聽せなければならぬと云ふことになつて居ります、是に背きますと云ふと其人は必ず食事を減ずる、され故に必ず謹聽せなければならぬ、今茲に千九百なんばとか申すことであります、二千人近い佛教徒若くは他の教徒の者が居つて、僅に二三十名の耶蘇教徒が居るさうである、其處へ是まで佛教徒に説教させて居つたものに、即ち教誨させて居つたものを遽に更へて耶蘇教誨師に教誨をさせますのは、世間普通から

見れば、唯其説釋を聞くに止まると思ふのでありませうけれども、此宗門上の關係では是程殘忍なことはないのである（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）是は宗門宗教と云ふもの教旨を能く知つた者は、皆明瞭に會得し得ることあります、されだけは、私は特に辯明して置く、それから人心徇々物議騒然と云ふことは、此宗教の違ひに在つては實に恂々であります、實に騒然であります、私の聞く所によると云ふと、全國に係る佛教徒國民同盟會が組織せられて、大いに有力の聲を發せんとする云ふことを聞いて居ります、追々是から耶蘇教が擴がつて這入つて来ると思ひますしが、斯う云ふことで騒ぐと善くあいから、此建議案を提出したのである。

◎山内吉郎衛氏の無節操 氏は當初より監獄問題に

は熱心なる賛成者として、特に提出者の一人にてあり乍ら、議場に於て最も重要な採決の際に當り、二回とも欠席せり、其無責任無節操亦甚だしからずや

◎解惑一束 本問題は吾人か宗教の爲めに屈辱を雪がんと欲したるもの、固より黨派の如何に關すべきものにあらず、不幸にして事件の端緒爲政黨内閣の時に起りたるを以て、或は黨派に關するかの如き僻見を抱くものありと云ふ、是全く見るもの、誤謬のみ、吾人は一意宗教の爲め盡瘁するもの、眼中何ぞ政黨なるものあらんや、一言惑を解くこと爾り

○大草氏の抗辯 前記の如く議院に於ける政府委員の説明全く事實と齟齬したるにより當時の關係者淺草本願寺輪番大草慧實氏は詳かに該事件の發端當時の事實を列記し、政府委員の説明虚構たることを抗議し辯解書を政府に送りたり

靜觀錄

(四) 聲を聞くべし、光を見るべし  
宗教は理屈ではない、考へることでは無い、理屈を並べたり、  
考へたりした安心なれば、忽ち又理屈で碎くことが出来る、  
考へ直せは夢の如く消える様になる、全体理屈程間接なもの  
はない、佛陀と人間と融和する安心の境界が、間接なる手段  
で達せられる筈があり、是非とも直接であくてはいかぬ人間  
が佛陀と觸れ合はねばいかぬ、佛陀の聲を聞かねばならぬ、  
佛陀の光を見ねばならぬ、  
かく云へば甚だ神秘なことを云ふ様であるが、之を人々實驗  
に徴してみれば明らかに分かる、先づ宗教でなくとも、世間に  
道徳の上につきて考へるがよい、俗に「良心の聲」といふこと  
がある、我々が惡をなさむとするときは、何んとなく後髪を  
ひかる、心地し、下さむとする手を引きとめる心地がする、  
若し思ひ切りて惡を斷行したりとせば、實に良心の呵責に堪  
へられない、幼少なる時私には一種の癖ありて、夜半静座  
して、讀書でもして居るとき、突然過ぎた昔の失錯を想起し  
て、殘念で堪らず、何にか其處にある物を、取て投げたき心  
地がした、現今は全く其跡を絶ちた、とにかく良心の命令は  
直接あるものである、恰も心の中に聲か聞こゆる心地がする、  
直接あるものである、恰も心の中に聲か聞こゆる心地がする、

六月二日 許可 私立  
京北尋常中學校  
規則望の者は郵券二錢相添寫し  
原町京北中學へ申込べし

規則望の者は郵券二錢相添東京市小石川原  
町京北中學へ申込べし  
**右**  
設立者  
兼校長  
**井上圓了**

右掲(●)佛教大意(●)原人論(●)七十五法記(●)法數解釋(●)八宗綱  
要(●)遺教經(●)四十二章經(●)術語解釋(●)般若心經(●)四教  
學科(●)儀(●)觀心覺夢抄(●)肖像傳記(●)華嚴旨歸(●)指要鈔(●)以下  
畧之

らず、罪惡の生活をして居るとき、突然其惡に氣付いたる時、  
満身懺悔の念を生じ、神身惱亂するとき、心の底に佛の御聲か  
聞こえる、佛の救ひが聞これる、又何事か不如意の事ありて、  
精神錯々として恰も闇黒の世界をたどり、心中昏々として一  
點も安心の餘地なく、起ても居てもいられぬ心地したるとき、  
忽然佛の慈悲に氣がつきたる有様は、怡も曙光が闇室に照り  
込みたる氣持がする、たしかに眼前にありく佛の光をみる  
心地がする、此佛の聲をきくは耳でさくのではない、心でさ  
くのである、眼でみるのでない、心でみるのである、否佛の  
聲は、而り人の聲をきくよりは體である、佛の光りは眼前の  
事物をみるより體かである、實に一念疑りて心の夜が明け  
たときは、光りは眼で見たか、心で見たか、分からぬ、助  
けの聲の聞えたときは、其聲が内より來たか、外より來たか、  
分らない、ソクラテスか常に神の聲を聞いたと云ひ、韋提希  
夫人か佛の光明を見たと云ふも、恐らくは此有様を云ふたも  
のである、真宗で聞其名號と云ひ、禪宗で見性成佛と云ふ  
も、安心の蘊奥を能く言ひあらはしたものである、  
全体理屈でこねまはずのは間接である、うして五官の作用は  
最も直接である、佛と接觸するも直接である、物を見たと云  
ふに何故といふ理屈はない、聞いたればこそ聞いたといふよ  
う外はない、味はひてこそ、初めて味を知る、佛の慈悲の  
有難さは唯有難いと云ふより云ひ様はない、

佛敎徒國民同盟會全國大會  
來る四月八日大日本佛教青年  
會釋尊降誕會の聖日とトし全  
國大會と東京に開き翌日萬事  
議定仕度候間左記の條々御心  
得の上奮て御出席被下度切望  
の至りに不堪候也

○佛教徒國民同盟會編纂  
**耶蘇教非公**

代價郵稅共金二十錢十部以上一割引◎政教時報購讀者に限り二割引

政教時報第五號目錄

## 運動の本旨を誤る勿れ

説  
大なる結合力、文學士廣田一乘。此一年を如何にせんとするか、在大學真岡湛海。

北陸、關東、關西、參州、九州之中國、東北之北海道

大日本佛教青年會障日會第八回夏期講習會第八回釋尊降誕會、教導講習院の組織、仁慈女學院の開設、宗教に關する質問書、アイヌ語學會

聖隸の開拓、宗教に關する事務者としての一宣教師、瓜生慈善會基督教傳道の教域、

界 錄 静観録 II (三) 外柔にして内剛なるべし、文學士  
近角常觀

昔  
明治の大悲母瓜生岩子刀自、文學士常盤櫻丘

告數傳  
本誌賣告

毎月二回(一月中十五日)發行す  
切符はあらざれば御通歩但し郵便  
金を必ず小に爲す。代用の節は五  
瓢刃手にて一割増

定價左の如し

部	一ヶ月	六ヶ月	一年
全五錢	全參合錢	全六合錢	全無錢送國

金五錢一回金拾錢

本郷森川町郵便貯金爲替收扱所「宛の事」  
取人名宛に「東京本郷森川町一番地佛教徒国民同盟會出版部」させらる

女生徒募集

○教授科目は○倫理○和歌○習書○讀書○數學○裁縫○織物  
○點茶○挿花○女禮式等  
④束修金五十錢○月謝金壹圓（但し所修の學科二科以下  
の者に限り五十錢とする）  
○本學舎は白蓮教會員の監督に屬す  
規則書入用の者は擲等二錢相添申込まるべし、  
東京市麹町六番地白蓮社内

出席者は支部幹事及び代表者及各地有志者とす  
各地支部に於ける既成若くは計畫の諸種  
の社會事業慈善事業教育事業等の報告を  
齎らし来る事、  
各支部に於ける會員名簿一部を携帶し之  
を本部に差出す事、  
出席者は凡て本月中に可成豫報し殊に支  
部幹事及責任ある代表者は其團體より姓  
名を明記し之を報知し置く事、

立和女子文藝學舍

發行所 東京市本郷森川町一番地 佛敎徒國民同盟會出版部

東京市本郷森川町一番地 佛教徒國民同盟會出版部

明治三十二年三月十四日印刷  
明治三十二年三月十五日發行

印發行編輯人木村名小説一耶耶

(明治三十一年十二月二十六日遞信省認可)